

厚生労働大臣の定める掲示事項（Ⅰ）

（令和 8 年 6 月 1 日現在）

I 入院基本料について

当院は「精神病棟入院基本料（15 対 1 入院基本料）」…精神一般病棟

※入院患者 15 人に対して 1 人以上の看護職員が勤務しています。

「精神科急性期治療病棟入院料Ⅰ」…急性期治療病棟

※入院患者 13 人に対して 1 人以上の看護職員が勤務しています。

「精神療養病棟入院料」…療養病棟、開放病棟

※入院患者 15 人に対して 1 人以上の看護職員及び看護補助者が勤務をしています。

「認知症治療病棟入院料Ⅰ」…認知症治療病棟

※入院患者 20 人に対して 1 人以上の看護職員が勤務をしています。

「特別入院基本料」…内科病棟

※入院患者 15 人に対して 1 人以上の看護職員が勤務をしています。

「特殊疾患入院医療管理料」…内科病棟

※入院患者 10 人に対して 1 人以上の看護職員及び看護補助者が勤務しています。

の届出を行っております。

なお、時間帯毎の配置については、各病棟に掲示しております。当院は、患者さまのご負担による付添看護は行っておりません。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

III 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さまへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 30 年 4 月 1 日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

厚生労働大臣の定める揭示事項（2）

（令和8年6月1日現在）

IV 当院は東海北陸厚生局に下記の届出を行っております。

記

1) 入院時食事療養（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しております。また予め定められた日に、患者さんに対して提示する複数のメニューから、好みの食事を選択できる「選択メニュー」を実施しております。

2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ◆ 精神病棟入院基本料（15対1） ◆ 精神療養病棟入院料 ◆ 認知症治療病棟入院料Ⅰ
- ◆ 精神科急性期治療病棟入院料Ⅰ ◆ 一般病棟入院基本料（特別入院基本料）
- ◆ 特殊疾患入院医療管理料
- ◆ 救急医療管理加算 ◆ 看護配置加算 ◆ 看護補助加算3 ◆ 看護補助体制充実加算2
- ◆ 医療安全対策加算2 ◆ 診療録管理体制加算2 ◆ 認知症ケア加算2
- ◆ 精神科身体合併症管理加算 ◆ 精神科急性期医師配置加算2のロ
- ◆ 電子的診療情報連携体制整備加算3 ◆ 電子的診療情報連携体制整備加算2
- ◆ 精神科慢性身体合併症管理加算 ◆ 身体的拘束最小化推進体制加算
- ◆ 地域支援・医薬品供給対応体制加算Ⅰ

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ◆ 薬剤管理指導料 ◆ 神経学的検査 ◆ CT撮影及びMRI撮影 ◆ 医療保護入院等診療料
- ◆ 精神科作業療法 ◆ 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅲ
- ◆ 廃用症候群リハビリテーション料Ⅲ 運動器リハビリテーション料Ⅲ ◆ 精神科デイ・ケア
- ◆ 精神科デイナイト・ケア ◆ こころの連携指導料Ⅱ
- ◆ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 遠隔モニタリング加算 ◆ 通院・在宅精神療法 療養生活継続支援加算
- ◆ 通院・在宅精神療法 早期診療体制充実加算2 ◆ 入院ベースアップ評価料Ⅰ3
- ◆ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） ◆ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算 ◆ 通院・在宅精神療法の注9に規定する心理支援加算
- ◆ 通院・在宅精神療法の注10に規定する児童思春期支援指導加算2 ◆ 通院・在宅精神療法の注13の施設基準

4) 保険外負担に関する事項

当院では個室使用料、病衣使用料、おむつ代、証明書・診断書料などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。

以上